

「情報政策技術支援業務」

落札者決定基準

1 本書の目的

本書は、「情報政策技術支援業務」（以下「本業務」という。）にかかる総合評価一般競争入札における落札者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

2 落札者の決定方法

入札金額が予定価格の制限の範囲内である入札者のうち、入札金額を評価する「価格点」と企画内容を評価する「企画点」の合計点数である「総合評価点」が最も高い者を落札者とする。

(1) 得点配分

得点配分については以下のとおりとする。

総合評価点(1,000点満点)＝企画点(700点満点)＋価格点(300点満点)

(2) 総合評価点が同点となった場合

総合評価点が同じものが2社以上ある場合、「企画点」が高いものを落札者とする。「企画点」が同じ場合は、「入札金額」が低いものを落札者とし、「企画点」及び「入札金額」がいずれも同じ場合は、別途日を定め、当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。

3 企画審査の実施主体

本市が設置する評価委員会が、企画提案書及び面接の内容を審査・評価し、「企画点」を決定する。

4 価格点の算出方法

価格点の配点は300点とし、以下のとおり算出する。

価格点＝ $300 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

※「価格点」を求める際、小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第1位を四捨五入して算出する。

5 企画点の算出方法

企画点の配点は 700 点とし、以下のとおり評価を行い、算出する。

- (1) 評価は、別添「評価基準」に基づいて行う。
- (2) 企画点について、300 点を最低基準点とするが、評価項目「専門員としての技術力」が 0 点であるものはその総合点にかかわらず、最低基準点を下回るものであるとみなす。
- (3) 書類に不備があると認められる場合に減点する。減点は 1 か所につき 10 点とする。

6 失格となる場合

以下に該当する場合は、企画内容を問わず失格とし、以降の評価・採点を行わない。

- (1) 入札書に不備がある場合
- (2) 5 (2)に記載の最低基準点を下回る場合
- (3) 企画書の様式が企画書作成要領 2 及び 4 を満たしておらず審査に支障をきたす場合
- (4) 面接参加の意思表示を行った後において、本市担当者へ事前に連絡することなく、面接を欠席した場合。
- (5) 提出書類に虚偽があることが判明した場合

情報政策技術支援業務 評価基準

1 評価項目、評価基準及び配点

評価項目			配点		
			書類審査	面接	合計
企画点	体制	業務の遂行（本市が行う情報システム等の新規開発、改修及び更改又はクラウドサービスの活用案件の打ち合わせへの出席等）を円滑に行う体制となっているかを評価する。	100 点	-	100 点
	業務遂行能力	業務の遂行に必要な能力があるかを評価する。	-	100 点	100 点
	専門員としての技術力	過去に携わった IT 投資案件における対応事例から、専門員としての技術力を企画書から評価する。 ・ IT 投資案件の目的や課題解決策の適切度に関する視点 ・ 費用対効果の視点 ・ 費用の低減・適正化の視点	300 点	-	300 点
	経歴	提案者の経歴・資格から、業務の遂行に必要となる能力を評価する。	200 点	-	200 点
	「企画点」小計		600 点	100 点	700 点
	減点	書類に不備があると認められる場合に減点する。	1 か所につき－10 点		
価格点	費用	費用が低廉であるかどうか。 費用については、書類審査及び面接による評価が終了した後に評価する。	-	-	300 点
	「価格点」小計		-	-	300 点
総計			1,000 点		

2 最低基準点

企画点（書類審査及び面接）の得点について、300 点を最低基準点とする。

（ただし、評価項目「専門員としての技術力」が 0 点であるものはその総合点にかかわらず、最低基準点を下回るものとみなす。）